

天童市告示第140号

天童市運賃等協議会設置要綱を次のように定める。

令和6年10月1日

天童市長 山本信治

天童市運賃等協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線に係る旅客の運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について協議を行うため、天童市運賃等協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、乗合旅客運送の運賃等に関する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法第9条第4項第2号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (2) 市民及び利用者の代表
- (3) 市職員
- (4) 山形運輸支局長又はその指名する者
- (5) 関係行政機関の職員

(会長)

第4条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、市長が指名する市職員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

(協議結果の取扱い)

第6条 天童市地域公共交通会議設置要綱(平成19年市告示第216号)第4条に規定する構成員の構成する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。